

国の2016年度の地籍調査で、所有者の所在が確認できない土地が日本全体の約20%を占めている事が明らかになりましたが、所有者不明の土地が増えれば増える程、大規模災害時の復興事業への支障や土地の管理不全が原因で近隣に迷惑を掛け等、様々な問題を引き起こします。

所有者不明土地が増える主な原因とされているのが、相続時の未登記問題です。相続が発生しても価値の低い土地等では相続登記がなされない事が多く、相続人が複数であれば土地は複数人の共有となり、その共有者にも相続が発生してしまうと相続人の数は更に増え、その共有者に連絡がつかなくなってしまうという問題が発生しています。

## 所有者不明土地対策の一環として、 相続登記の申請を義務化（その1）



# アンケートにご協力ください。

## 2022年 12月号

所有者不明土地の解消に向けて法律を整備する法制審議会の議論は、その発生予防、利用促進、不明土地の解消という3つの観点から進められてきました。そして、2018年6月には「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が制定（2019年6月施行）され、利用されていない不明土地について公共事業における取用手続きの合理化・円滑化等利用促進の仕組み、所有者の探索を合理化する仕組み、所有者不明土地を適切に管理する仕組みが設けられました。

次に、2019年5月には「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が制定され

（新規登記の創設）2019年11月施行）、探索部の結果を踏まえて表題部所有者の登記を改める規定（2019年11月施行）、探索しても所有者を特定できなかつた土地について、適切な管理を可能とする制度の創設（2020年11月施行）が盛り込まれています。

## 2024年4月から相続登記の申請を義務化

そして、2021年の通常国会では「所有者不明土地に関連する法律」（不動産登記法、民法（物権法・相続法）などを含む20以上の法律）の改正がなされ、同年4月28日に公布されました。施行日は各法項目によつて異なりますが、相続登記の申請義務化は2024年4月1日から施行されます。

2024年4月から  
相続登記の申請を義務化

物の相続登記の申請がなければならぬ事になります。相続人が遺贈（遺言によつて遺産の一部または全てを譲る事）により所有権を取得した場合も同様となります。

2024年4月1日の施行以降、この登記後に遺産分割がなされた時は、その遺産分割により相続分を超えて所有権を取得した者は、遺産分割の日から3年以内に所有権移転の登記申請をしなければなりません。これら登記申請の義務がある者が、正当な理由なしにその申請を怠つた時は、10万円以下の過料に処される事になりました。

まり、ランキンギングでも2位に躍進していたのが「高速インターネット」です。在宅勤務等でネットの利用機会が増えた事がその大きな要因だと思われますが、オンライン会議や動画配信等に、入居者様がより早いネット環境を求めるようになつたのだと思われます。中には、ネット回線の知識が高い入居者様から、「速度1000Mbps以上の物件に入居したい」と具体的な数値で要望されたケースもあったようです。

人々がネットを利用する生活が増々当たり前となる中、不動産仲介の担当者にもネットに関する最低限の知識が求められるようになつてきています。

現行法では、相続が発生しても相続登記の申請は義務ではありません。この

## 黒木代表の ひとことコラム

全国賃貸住宅新聞が昨年末に取り上げた「入居者に人気の設備ランキング」で特に目にいたのが、充実した「おうち時間」をニーズとした設備です。中でも一気に入気が高まり、ランクインでも2位に躍進していたのが「高速インターネット」です。在宅勤務等でネットの利用機会が増えた事がその大きな要因だと思われますが、オンライン会議や動画配信等に、入居者様がより早いネット環境を求めるようになつたのだと思われます。中には、ネット回線の知識が高い入居者様から、「速度1000Mbps以上の物件に入居したい」と具体的な数値で要望されたケースもあつたようです。人々がネットを利用する生活が増々当たり前となる中、不動産仲介の担当者にもネットに関する最低限の知識が求められるようになつてきています。

業界全体としては未だで  
出遅れの感はあります。が、  
デジタル化を象徴してい  
る傾向としては、徐々にオ  
ンラインの内見が増えてい  
る事です。物件を動画撮  
影し、それをお客様が視  
聴し、終始店舗に足を運  
ぶ事なく契約に至るケー  
スがあちこちで増えてき  
ました。また、管理会社の  
多くもデジタル化が進み、  
データでの資料のやりと  
りが当たり前になりました。  
遅まきながらも業界  
全体がそつちの方向へ大  
きく舵を切っています。

■部内で今進めている業務について、聞かせてください。

正確で迅速なデータ更新の為、数年前にRPA(Robotic Process Automation)を導入した結果、作業時間が飛躍的に軽減しました。さらにアバマンシヨップのオペレーションシステムやプロパティマネージメントシステムの活用により、作業をより効率化しています。こうした一連のソフトによるDX化の推

■デジタル化が遅れているこの業界は、今どのようになりますか？

■迅速なDXの推進で業界をリード、未来への大きなアドバンテージに。

(株)ケイアイホーム情報戦略部 課長 松原一樹



# 堀江社長の役員室だより

(株)ケイアイホーム／(株)ケイアイミニティ 代表取締役社長 堀江 祐樹

■情報戦略部の今後の目標はどうですか？

進はまつたなしで、まさに当社にとつて未来へのアドバンテージとなります。いまは過渡期なのでシステムの理解が追い付けないスタッフもいたりしますが、そんな時には私からポイントを要約した回覧板を回したりしています。このあたりは、まだまだアナログの方が便利だつたりします。(笑)

## ◆事案の概要◆

買主Xは平成12年2月、  
売主Yから区画整理事  
業地内の新築住宅を購  
入する旨の売買契約を  
締結し、同年6月引渡し  
を受け入居した。Xによ  
る二、四内前二テの坦白

ると、契約前はYの担当者から区画整理事業の説明があり、裏に道路が出来るかもしないと言つて、採用考査はないつ

## ◆和解の内容◆

◆和解の内容  
判断を仰ぎたいとYが主張し紛争になつた。

されたが、深く考へなかつた。ところが後に、売買契約当時既に自宅の半分がかかる道路拡幅計画があつた事が判明し、その事についてYから説明がなく、重要事項説明書にも記載がなかつた。Xは、Yから区画整理事業の道路拡幅計画について十分な説明があれば締結はなく、自宅が道路拡幅計画で移転となり、取壊しなら重大な損害を受けたとして、契約の解除を主張した。Yは弁

委員からXに対して、契約解除の主張か、損害賠償等の金銭的な解決を望むかを一任する事、Yに対しても、本件が重要事項の説明義務違反であり、場合により錯誤無効の主張も成り立つ事等を指摘し、解決金40万円を提示したところ両当事者は納得し和解に至った。

## 不動産関連のトラブル事例

その  
92

※出典・国土交通省「不動産トラブル事例データベース」

# グループ各社・事業部のスタッフ紹介

ケイアイグループ各社・各事業部の店舗スタッフを紹介いたします。



今回は、(株)ケイアイホーム岡山駅西口店 チーフ 西川真由編です。

お客様の「ありがとう！」  
が嬉しくて、  
周りの方々のサポートで  
ここまできました！

私は2018年1月に  
入社し、そろそろ5年  
目を迎えます。先ずは、  
私が入社した経緯から  
お話しすると、当時無  
職だった私が一人暮らし  
に憧れてこの会社のアパート  
マンシヨップ店舗を訪れ  
たのですが、無職では部  
屋を借りられないと断  
られてしまいました。そ  
こで、どこかで仕事を探  
してから来ますと言つ  
たところ、その店舗のス  
タッフからこの会社が  
今スタッフを募集してい  
るので応募してみたら  
と言われて一週間後に  
面接をしていただきま  
した。すると、無事に入  
社する事が決まり、念  
願のお部屋も借りる事  
も出来ました。お部屋  
と仕事を同時に手に入  
れられた事は、すごく  
ラッキーでした。

そんな能天気な私が今、  
仕事で困っている事が  
私自身の物忘れの激  
しさです。忘れない為には  
必ずメモを取るように



(株)ケイアイホーム 岡山駅西口店  
〒700-0024 岡山市北区駅元町31-8野上ビル1F

と店長にもよく言われていますが、そのメモさえもすぐになくなってしまふ始末です。そんな私もでも、時に「貴女に任せ良かつた！」と言つてくださるお客様がいて、そのお言葉が本当に嬉しかつたり、オーナー様にも感謝されたり、日々色々とありました。が、店舗のスタッフや周りの皆様に助けられて今日に至つています。仕事内容として接客の仕事は好きなので、この仕事は私に向いているのかも知れません。

# 相続MEMO知識

このコーナーは、相続と認知症対策に関する情報をシリーズでお伝えしていきます。

Vol.29 「相続コンサルタントが必要とされる世の由」編

相続の不安や疑問・心残りなど、  
潜在的な問題を顕在化し解決いたします。

皆様は「相続の相談先」について、先ずどんな職業が思い浮かびますか？一般的には税理士、次に弁護士、中には司法書士や生命保険の担当者という方もいらっしゃるかと思いますが、「不動産会社」という声はありません。そこで極めて重要なポイントは、「相続に特化した専門家である事」です。相続を考える際、必ず2つの事を念頭に置く必要があります。それは「相続税」と「相続財産の分け方」です。相続税対策だけでは、多くの場合に問題が起ります。相続=相続税という一般的な認知の為、相続税対策が主になるのだと思われ、加えて相続税が発生しない方が大半を占めるので、相続税が発生しない。相続問題は発生しないと見て何もないままに、相続が発生した後に持たれてしまい、結果として何もないままに自身や周囲の人の中で相続が発生した後に、



「家族の幸せから考える相続」を  
プロデュースします。 松下浩仁

何一つ違和感や我慢をす  
る事なく、円満な相続を  
迎えられたという方がどう  
れくらいいらっしゃるで  
しょうか？私が日頃から  
よく聞く内容を一部紹介  
すると、  
・長男が大半を相続した。  
・知らないうちに売却されていた。  
・声が大きい兄弟（姉妹）が相続した。  
・気づいたら親の通帳から現金が  
　ほぼなくなっていた。  
・兄弟間で揉めそうになつたので  
　我慢した。  
・相続発生後、兄弟間の付き合いが  
　減った。…等々  
これらは円満とは程遠い  
ように聞こえますが、こ  
れが相続発生後に大切  
な家族に起きる未来予  
想図だとも言えます。  
私は、「相続コンサルタン  
ト」という仕事が広く認  
知され、相続で家族間の  
仲が悪くなってしまうよ  
うな事案を一つでも無く  
す為に活動しています。  
そして、同じ仲間が1人  
でも増えるよう、啓蒙活  
動をして参ります。

## 全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

## ■全国信贷物件家賃動向

全国賃貸物件取扱動向								4年9月末調査	
都道府県	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
埼玉県	55,286	3.8%	64,326	2.5%	71,339	-3.0%	61,165	1.3%	84%
千葉県	54,624	3.3%	61,124	1.6%	74,968	4.6%	59,406	1.8%	81%
東京都	69,342	0.2%	85,451	0.9%	91,379	-0.6%	73,059	0.2%	100%
神奈川県	60,942	2.2%	76,344	0.4%	86,068	0.8%	68,534	1.0%	94%
愛知県	53,828	6.7%	58,746	3.4%	63,732	3.3%	56,640	3.9%	78%
奈良県	49,333	8.8%	63,324	6.4%	67,444	9.5%	58,289	5.8%	80%
京都府	53,621	1.1%	71,227	0.7%	78,879	1.7%	58,003	0.9%	79%
大阪府	57,548	1.4%	70,046	5.2%	74,721	-3.2%	62,090	1.1%	85%
兵庫県	50,371	-1.7%	56,889	-4.9%	64,779	-3.4%	55,305	-3.6%	76%
鳥取県	39,000	2.5%	46,207	1.9%	55,275	-6.0%	43,560	0.9%	60%
岡山県	45,902	3.4%	55,363	-0.4%	62,802	-2.4%	50,679	1.9%	69%
島根県	45,955	4.7%	54,705	-1.1%	58,295	-1.0%	50,990	-0.4%	70%
広島県	47,317	-1.8%	59,261	-1.1%	66,814	-0.8%	52,798	-2.0%	72%
山口県	40,322	1.2%	51,334	1.9%	59,139	2.1%	47,831	2.4%	65%
徳島県	38,187	-8.3%	52,344	7.7%	61,543	-9.1%	47,633	-5.4%	65%
香川県	43,977	5.6%	49,437	-1.1%	53,539	-5.3%	47,867	-0.2%	66%
愛媛県	39,224	0.1%	48,765	-2.6%	53,910	4.9%	45,950	1.7%	63%
高知県	42,384	-0.6%	55,440	6.2%	57,514	-5.7%	48,777	0.5%	67%
福岡県	48,734	2.0%	61,090	1.0%	69,503	1.6%	56,251	1.2%	77%
全国	51,280	5.5%	58,551	0.1%	66,233	-2.0%	55,444	1.3%	76%

※資料出所：(株)全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋までのデータより算出したものです。

#### ■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

4月9月末調査										
1部屋				2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
所在地	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準	
広島市/廿日市	51,700	8.1%	63,834	2.0%	76,716	3.8%	59,327	4.9%	81%	
三原市	47,127	3.7%	56,864	1.8%	55,909	-22.3%	52,130	-6.3%	71%	
福山市	46,345	-1.6%	54,151	1.2%	67,195	10.4%	54,727	3.7%	75%	
倉敷市	42,982	-3.3%	57,861	-1.7%	65,968	-2.2%	52,537	-7.0%	72%	
岡山市	46,221	4.7%	52,393	0.0%	70,758	8.4%	51,773	3.4%	71%	

# 賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 102



岡山さくら税理士法人  
代表税理士 吉田陽介

皆様こんにちは。新型コロナの第8波が到来していますが、政府は行動制限を行わない方針ですので、今しばらくは自衛手段が必要でしょう。

さて、シリーズでお伝えしている「消費税インボイス制度」。同制度は令和5年10月1日から導入が決まっており、すでに各企業が準備に動き始めています。最近、「インボイスに関するお問い合わせ」の文書が届いたオーナー様はおられましたか。前月号でご説明しましたが、各企業が家賃等の経費を支払う相手が「インボイス発行事業者（＝課税事業者）」ではない場合、税務署へ消費税を申告する際、その相手に支払った消費税の控除が認められなくなり（一定期間の経過措置あり）、企業の消費税納税額が増えてし

とりわけ、事業用テナントの貸付をしているオーナー様は、今後の方針を検討する必要があります。事業用テナントの家賃には消費税が課税されるため、企業は、貸し手オーナーが「インボイス発行事業者（＝課税事業者）」ではない場合、消費税納税額が増えてしまう可能性があるからです。

すでに「課税事業者」であるオーナー様は問題ないのですが、「免税事業者」のオーナー様は、①「課税事業者」になるか、「免税事業者」のままでいるか、②「免税事業者」を選択する場合、インボイス開始後の家賃について、借り手企業と相談する、などの対策が必要と考えられます。

末筆ながら、1年間のご愛読有難うございました。皆様、良い年をお迎え下さい。

「消費税インボイス制度～その3～」